

# 犯罪被害者等の人権 — 被害回復のサポートはどうあるべきか

武庫川女子大学 准教授 大岡 由佳

## 1. 犯罪被害者の置かれている状況

今、この日本で、犯罪被害者の人権は守られていると皆さまはお考えでしょうか。

「あすの会（全国犯罪被害者の会）」パンフレット<sup>1</sup>（現在、新全国犯罪被害者の会（新あすの会）<http://www.navs.jp/>）には、以下のように記載されている。

- ◇ 日本では被害者は国から手厚い補償があると思いませんか？
- ◇ 裁判所は加害者を処罰して、被害者の無念を晴らしてくれる場所と思いませんか？
- ◇ あなたやあなたの家族は犯罪の被害に遭わないと思いませんか？

パンフレットではこれらの問いに対して、“とんでもない錯覚”であったと締めくくられている。犯罪被害者になって初めてその錯覚を実感することになるのだという。

実際、犯罪被害者らへの支援は本邦では立ち遅れてきた。今は少しは拡充してきている途上であるが、国からの給付金は通り魔事件を想定したごく一部の被害者にしか支給されず、民間支援団体が細々と犯罪被害者支援を手掛けるに過ぎなかったのである。裁判といっても、刑事裁判は国が加害者を裁くものであり、被害者の無念を晴らしてくれる場所からは程遠かった。被害者の仇を取ってくれると思って裁判に臨んだ被害者は、法廷のバーの外から、被害者の思いを加害者にぶつけることも質問することも出来ない状況に置かれていた。

## 2. 犯罪被害者等のための民間相談機関

現在、事件・事故が起こると初期対応として警察が被害者対応にあたることになる。とくに表沙汰となった犯罪については、殺人、傷害、不同意性交等の身体犯など必要と認められる事件に限られるが、発生直後から犯罪被害者に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行う指定被害者支援要員制度がある。しかしながら、一定期間（3日～2週間程度）が過ぎると、警察から民間被害者支援団体や地方公共団体に支援が引き継がれていくことになる。

民間被害者支援団体とは、全国48か所に支部をおく全国被害者支援ネットワーク加盟組織となり、その多くが、都道府県公安委員会の指定を受けた犯罪被害者等早期援助団体として活動しており、警察からの情報をもって早期からの支援に入ることになる。NPO法人全国被害者支援ネットワークの統計によると、全国48箇所にある被害者支援センター（法人の加盟団体）が取り扱った相談総数は約4万件/年となっている<sup>2</sup>。電話相談のほか、裁判関連支援（法廷付き添い、代理傍聴支援等）や弁護士法律相談付き添いを主に行っている。近年の犯罪種別の傾向としては、性被害に遭遇した事案が多いことが挙げられる。この背景には、性暴力被害者支援ワンストップセンターといった性被害・性暴力を扱

1 「あすの会（全国犯罪被害者の会）」パンフレット。現在、新全国犯罪被害者の会（新あすの会）<http://www.navs.jp/>。発行日不詳。

2 全国被害者支援ネットワーク。ホームページ ([https://www.nnvs.org/network/about/invest/#a0404\\_data](https://www.nnvs.org/network/about/invest/#a0404_data))。

う支援センターが別途各地に設立され活動が展開されているが、民間被害者支援団体がそのワンストップセンターを併設して運営しているところが多いことも関係している。ただ、それらの民間被害者支援団体は、都道府県に約1か所ずつしか存在しないため、市民に届くだけの支援を提供しようと思うと、限界がある。加えて、保健や福祉サービス等の生活支援は、住民に近い基礎自治体である地方公共団体が行うべき類のものである。犯罪被害者の多くは、医療保険や住民票、死亡届等で被害者等が役所に手続きに来訪しなければならないことが多く、支援センターの関りだけでサポートが完結することは多くはない。

### 3. 犯罪被害者のための行政相談窓口

犯罪被害者等から「支援体制が不十分」「経済的支援が足りない」「医療福祉サービスが十分でない」「刑事手続きで権利が保障されていない」「社会からの理解が足りない」等といった声が高まり、ようやく平成16年12月に犯罪被害者等基本法が成立した（表1）。

表1 犯罪被害者等基本法の概要

<p><b>■目的■</b>(犯罪被害者等の権利利益を保護)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を規定</li> <li>○国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項を規定</li> <li>→犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進</li> </ul> <p><b>■対象■</b>(犯罪被害者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為)の被害者、その家族・遺族</li> </ul> <p><b>■基本理念■</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する</li> <li>○被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じる</li> <li>○再び平穏な生活を営めるまでの間、途切れることなく支援を行う</li> </ul> <p><b>■国・地方公共団体・国民の責務、関係団体も含めた連携協力等■</b></p> <p><b>■基本的施策■</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○相談及び情報の提供等(第11条)</li> <li>○損害賠償の請求についての援助等(第12条)</li> <li>○給付金の支給に係る制度の充実等(第13条)</li> <li>○保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第14条)</li> <li>○犯罪被害者等の再被害防止及び安全確保(第15条)</li> <li>○居住及び雇用の安定(第16～17条)</li> <li>○刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等(第18条)</li> <li>○保護、捜査、公判等の過程における配慮等(第19条)</li> <li>○国民の理解の増進(第20条)</li> <li>○調査研究の推進等(第21条)</li> <li>○民間の団体に対する援助(第22条)</li> <li>○意見の反映及び透明性の確保(第23条)</li> </ul>
---

(警察庁資料)

その基本法では、「犯罪等」を、犯罪およびこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為とし、「犯罪被害者等」を、犯罪等により害を被った者およびその家族または遺族と定義している。そして、その基本法の中で、「保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第14条）」や「相談及び情報の提供等（第11条）」の項目も盛り込まれた。平成28年の第3次犯罪被害者等基本計画が施行された際には、その相談及び情報の提供等を具現化すべく、各地方公共団体に設置してきた総合的対応窓口の機能強化を目指すべく、(1) 地方公共団体における総合的対応窓口の設置及び地域住民に対する周知の促進、(2) 地

方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進、(3) 地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化を掲げた。令和3年には第4次犯罪被害者等基本計画が施行され、さらに、地方公共団体の職員等の育成及び意識の向上にも取り組むこととされた。現在、全国的に都道府県、また市町村レベルで犯罪被害者に特化した条例を策定し、犯罪被害者の被害回復のサポートを行おうとする兆しは高まっている。令和5年版犯罪被害者白書によると、犯罪被害者等に対する総合的対応窓口の設置状況は、全国で100%が設置済み(1721箇所)となり、(特化)条例の制定状況は、35.2%(606箇所/1721箇所)、計画等の策定状況は、10.8%(186箇所/1721箇所)まで伸びている。

#### 4. 犯罪被害者支援に現在横たわる課題

さきほど述べたように行政の犯罪被害者等総合的対応窓口はすべての市町村に設置された。では、このような窓口があることをお知りになっていた読者はどれほどいるだろうか。

被害者当人ですらその地方公共団体の窓口の存在を知っている者は限られている。「役所で相談できるとは思わなかった」と語る被害者は少なくない。警察庁の調査(2018)<sup>3</sup>でも、総合的対応窓口の被害当事者らの認知度は19.2%であった。被害者でない一般市民が知る由もないだろう。

また、それらの総合的対応窓口がどれほど機能しているかという点も課題になっている。かつて筆者らの団体「くらしえん」<sup>4</sup>により、全国の犯罪被害者等総合的対応窓口の実態調査を行った。全国の市区町村346か所から回答のあった総合的対応窓口のうち約1年間で相談を受けた機関は17%(60件)しかなかったという事実である(平成28年度都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議で公表)。また、窓口の設置部署については、地方公共団体によってばらつきがあり「くらし・安全・まちづくり」や「総務」、「市民生活・協働」の言葉が入る部署で設置されることが多く、保健福祉の部署に窓口が置かれていることは少なかった。専任ではなく兼務で、一人配置が半数を占めた。また、地方公共団体の中で対人援助にあたる専門職等(保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、社会福祉主事)が配置されているところは総計12%であった。相談が入っていた窓口のケースの状況としては、「暴行・傷害等被害」の相談件数をもっとも多く、「交通事故」「財産的被害・詐欺」も次に多かった。一方で、虐待事案(児童・障害者・高齢)の相談は、他部署に回す対応が取られていた。この結果については、令和5年に開催された被害者学会において発表があった尾崎報告からもほぼ、窓口の稼働率は同傾向の結果が示されており、行政の窓口の充実度は全国的には大きく状況は変わっていないと考えられている<sup>5</sup>。

#### 5. 今後求められる犯罪被害者支援体制

現在、犯罪被害者等の数としては年々減少してきている。犯罪の主な加害者が30代未満の若者であるために、少子化の影響が多分にあるだろうと言われている。現在、警察庁では第3次犯罪被害者等基本計画の見直し作業に入っているが、地方公共団体による犯罪被害者支援の拡充はこれからであり、ど

3 警察庁(2018)平成29年度犯罪被害類別調査 調査結果報告書。

4 保健福祉の専門的知識を有して被害者支援に当たってきた者たちで立ち上げた団体「くらしえん」とは、人々の暮らし(くらし)と支援(しえん)、人の縁(えにし)を重ね合わせた造語による。HP: <http://kurashien.net/>

5 尾崎万帆子(2023)「市区町村における犯罪被害者等支援施策の現状と課題—全国市区町村に対するアンケート調査結果から」。日本被害者学会第33回学術大会。レジュメ。



これまで今後、この領域への予算を投じて対策を充実させていけるかが問われている。

実際、地方公共団体の犯罪被害者支援に特化して述べると、現在、高齢者には介護保険、障害者には障害者総合支援法に基づく公的なホームヘルプや同行支援等の提供があるが、犯罪被害者等を対象とした生活支援サービスたるものは存在していない。地方公共団体には、犯罪被害者等のための条例を制定し、具体的な生活支援としてホームヘルプ制度や育児介護支援、教育支援等の導入を図るところも出てきている。しかし、条例で制度

を規定したところですら、利用するにあたって時期や条件の制約があり決して使いやすい制度設計にはなっておらず、利用は全国的に低調である。国としての制度設計の検討が切望される。

また、現在、被害者支援全体の体制の効率化・スリム化を検討する時期にもきている。犯罪被害者等支援を根拠とした枠組みと、配偶者からの暴力被害者支援を根拠とした枠組み、さらに、障害者虐待防止法を根拠とした枠組みや、児童福祉法および児童虐待防止法を根拠とした枠組み、加えて、高齢者虐待防止法を根拠とした枠組みがそれぞれ別組織で対応をする流れにある。来年度以降は、ハラスメント規制法による被害者も支援の対象になってくるかもしれない。

それらの枠組みに、関与の度合いは異なるものの、地方公共団体はそれぞれに関与している。そもそも「犯罪被害者等」の対象は、児童虐待や障害者高齢者虐待、DVも含み、それらは関連しあうこともあるため、市区町村の中においては、総合的にそれらを扱う部署を統合、支援の強化を図り、包括的に被害者支援を行っていくことも視野に入れておく必要がある。これは、現在、保健福祉分野で国が進めている地域包括ケアや地域共生社会、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（通称：にも包括）の発想にもつながるものである。

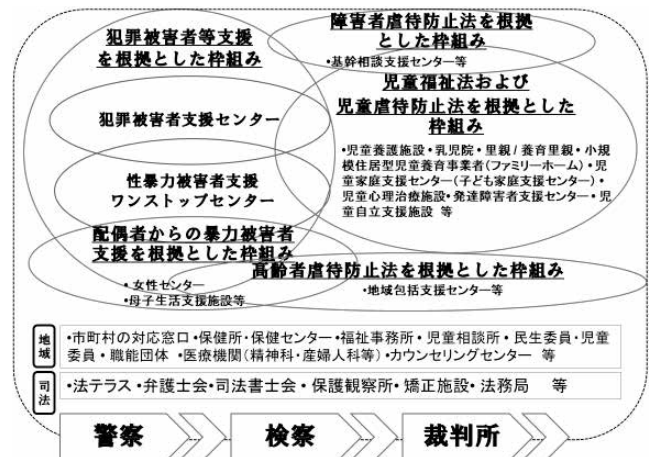
## さいごに

犯罪被害者は今日に至っても、「二次被害」（被害者についての無理解や偏見などが原因となって、被害者とその心身に傷を受けること）や、「再被害」（一次被害の加害者から再び被害を受けること）に晒されており、絶対的に支援が足りていない。

兵庫県では、現在、全市町には条例が制定され、ようやく令和5年4月に県条例も制定された。その名も「犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例」となり、被害者の権利を守るべく策定された条例となった<sup>6</sup>。

これから、その条例に基づき支援計画が策定され、その条例に基づいて、県としてどのように犯罪被害者の課題に具体的に向き合うかを示すことになる。誰もが被害に遭うかもしれない犯罪被害に対して、行政がしっかりと市民の安全安心な暮らしと権利利益を守り、被害回復に向けての個別の支援が可能となる社会づくりに責任をもって関与する必要がある。今後の動向に期待したい。

## 現在の被害者支援の体制



6 犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例 (<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf13/documents/joureiHonbun.pdf>)